

ダイオキシン類測定結果報告書

平成 25 年 4 月 5 日

山形県知事 吉村 美栄子 様

氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあってはその代表者の氏名

報告者

印

ダイオキシン類による汚染の状況について測定したので、ダイオキシン類対策特別措置法第28条第8項の規定により、次のとおり報告します。

表1 排出ガス

採取年月日 及び時刻 (開始時刻～ 終了時刻)	排出ガス量 (m <sup>3</sup> N/日)	排出 ガス中の 酸素 濃度(%)	測定 箇所	特定施設の 名称及び 使用状況	分析年月日	測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	試料採取者	分析者	備考

表2 排水水

採取年月日 及び時刻	測定場所		特定施設の 名称及び 使用状況	分析年月日	測定結果 (pg-TEQ/l)	試料採取者	分析者	備考
	名称	排水量 (m <sup>3</sup> /日)						

表3 ばいじん等

採取年月日 及び時刻	試料の種別	採取箇所	特定施設の 名称及び 使用状況	分析年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	試料採取者	分析者	備考
H24. 8. 1 (15:35)	燃え殻	保管所	廃棄物 焼却炉 (非連続)	H24. 8. 1 ) H24. 8. 27	0. 00013	髭丹野 青木正美	帝人エコーエンス ㈱ 濱元弘実	別紙 詳細

- 備考 1 報告書及び別紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- ダイオキシン類対策特別措置法(以下「規則」という。)第3条第1項に基づき換算した測定結果については、別紙1を添付するものとする。
  - 規則第3条2項に基づき換算した測定結果については、別紙2を添付するものとする。
  - 2以上の「測定結果が、ある場合は、添付する別紙1又は2のそれぞれとの対応関係が、わかるように備考欄に記載すること。
  - 排出ガスにあっては表1、排水水にあっては表2に、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻(以下「ばいじん等」という。)にあっては表第3に記載すること。なお、同一届け出者が大気基準適用施設及び水質基準適用施設をともに設置している場合には、併せて1葉の様式に記載すること。
  - 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態(以下「標準状態」という。)における量に、測定結果については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
  - 2以上の水質基準対象施設を設置し、異なる排水系統を有する水質基準適用事業場にあつては、それぞれの排水口ごとに測定を行い、結果を記載すること。
  - 表3の試料の種別として、ばいじん、焼却灰、混合灰又はこれらの処理物(処理方法)の別途記載すること。
  - 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて本人(法人にあってはその代表者)が、署名することができる。

ダイオキシン類測定結果報告書

平成 25 年 4 月 5 日

山形県知事 吉村 美栄子 様

氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあってはその代表者の氏名

報告者

印

ダイオキシン類による汚染の状況について測定したので、ダイオキシン類対策特別措置法第28条第8項の規定により、次のとおり報告します。

表1 排出ガス

採取年月日 及び時刻 (開始時刻～ 終了時刻)	排出ガス量 ( $m^3$ /日)	排出 ガス中の 酸素 濃度(%)	測定 箇所	特定施設の 名称及び 使用状況	分析年月日	測定結果 ( $ng$ -TEQ/ $m^3$ N)	試料採取者	分析者	備考

表2 排水水

採取年月日 及び時刻	測定場所		特定施設の 名称及び 使用状況	分析年月日	測定結果 ( $pg$ -TEQ/l)	試料採取者	分析者	備考
	名称	排水量 ( $m^3$ /日)						

表3 ばいじん等

採取年月日 及び時刻	試料の種別	採取箇所	特定施設の 名称及び 使用状況	分析年月日	測定結果 ( $ng$ -TEQ/g)	試料採取者	分析者	備考
H24. 8. 1 (15:35)	ばいじん	保管所	廃棄物 焼却炉 (非連続)	H24. 8. 1 ) H24. 8. 27	0. 41	髙丹野 青木正美	帝人エコーシステム 濱元弘実	別紙 詳細

備考 1 報告書及び別紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 ダイオキシン類対策特別措置法(以下「規則」という。)第3条第1項に基づき換算した測定結果については、別紙1を添付するものとする。

3 規則第3条2項に基づき換算した測定結果については、別紙2を添付するものとする。

4 2以上の「測定結果が、ある場合は、添付する別紙1又は2のそれぞれとの対応関係が、わかるように備考欄に記載すること。

5 排出ガスにあっては表1、排水水にあっては表2に、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻(以下「ばいじん等」という。)にあっては表3に記載すること。なお、同一届け出者が大気基準適用施設及び水質基準適用施設をともに設置している場合には、併せて1葉の様式に記載すること。

6 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態(以下「標準状態」という。)における量に、測定結果については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。

7 2以上の水質基準対象施設を設置し、異なる排水系統を有する水質基準適用事業場にあつては、それぞれの排水口ごとに測定を行い、結果を記載すること。

8 表3の試料の種別として、ばいじん、焼却灰、混合灰又はこれらの処理物(処理方法)の別途記載すること。

9 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて本人(法人にあってはその代表者)が、署名することができる。

平成24年8月27日

# 分析結果報告書

有限会社 タケカツ重機工業 殿

件名：燃え殻のダイオキシン類分析・ばいじんのダイオキシン類分析

帝人エコ・サイエンス株式会社

〒108-0073 東京都港区三田3-3-8

松山事業所

〒791-8536 松山市西垣生町2345番地

Tel (089)971-5818 Fax(089)972-3957

特定計量証明事業者の認定番号 N-0031-01

計量証明事業登録（愛媛県）第環41号（特定濃度）

計量管理者

濱元 弘実



ご依頼のダイオキシン類の分析結果を下記のとおり報告致します。

測定媒体：燃え殻

試料名：燃え殻

試料区分：持込試料

採取場所：炉底

採取年月日：平成24年8月1日 15:35

試料採取者：株式会社 丹野

山形県山形市松見町12番3号

計量の対象	計量の結果		計量の方法
	実測濃度	毒性等量	
ダイオキシン類濃度	0.41 ng/g-dry	0.00013 ng-TEQ/g-dry	平成4年厚生省告示第192号 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業 廃棄物に係る基準の検定方法

- 備考) 1. ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンソフラン、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをいう。
2. 毒性等価係数は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第3条の規定による。
3. 毒性等量は、定量下限以上の値はそのままその値を用い、定量下限未満のものは0(ゼロ)として各異性体の毒性等量を算出し、それらを合計して算出した。

ダイオキシン類分析結果表

(0779-1)

化合物の名称等		試料名： 燃え殻				
		実測濃度 (Cs) ng/g-dry	試料における 定量下限 ng/g-dry	試料における 検出下限 ng/g-dry	毒性等価 係数	毒性等量 (TEQ) ng-TEQ/g-dry
ポリ塩化ジベンゾフラン	1, 2, 7, 8-TeCDF	0.0010 *	0.0023	0.0008	0	0
	2, 3, 7, 8-TeCDF	0.0009 *	0.0023	0.0008	0.1	0
	TeCDFs	0.021	0.0023	0.0008	—	—
	1, 2, 3, 7, 8-PeCDF	0.0008 *	0.0020	0.0006	0.03	0
	2, 3, 4, 7, 8-PeCDF	0.0013 *	0.0020	0.0006	0.3	0
	PeCDFs	0.017	0.0020	0.0006	—	—
	1, 2, 3, 4, 7, 8-HxCDF	0.001 *	0.004	0.001	0.1	0
	1, 2, 3, 6, 7, 8-HxCDF	0.001 *	0.004	0.001	0.1	0
	1, 2, 3, 7, 8, 9-HxCDF	N. D.	0.004	0.001	0.1	0
	2, 3, 4, 6, 7, 8 + 1, 2, 3, 6, 8, 9-HxCDF	0.002 *	0.004	0.001	0.1	0
	HxCDFs	0.011	0.004	0.001	—	—
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HpCDF	0.004	0.004	0.001	0.01	0.00004
	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9-HpCDF	N. D.	0.004	0.001	0.01	0
	HpCDFs	0.004	0.004	0.001	—	—
	OCDF	N. D.	0.009	0.003	0.0003	0
	Total PCDFs	0.053	—	—	—	0.00004
	ポリ塩化ジベンゾパラオキシン	1, 3, 6, 8-TeCDD	0.11	0.0022	0.0006	0
1, 3, 7, 9-TeCDD		0.077	0.0022	0.0006	0	0
2, 3, 7, 8-TeCDD		N. D.	0.0022	0.0006	1	0
TeCDDs		0.20	0.0022	0.0006	—	—
1, 2, 3, 7, 8-PeCDD		N. D.	0.0023	0.0008	1	0
PeCDDs		0.074	0.0023	0.0008	—	—
1, 2, 3, 4, 7, 8-HxCDD		N. D.	0.0032	0.0009	0.1	0
1, 2, 3, 6, 7, 8-HxCDD		0.002 *	0.004	0.001	0.1	0
1, 2, 3, 7, 8, 9-HxCDD		0.001 *	0.004	0.001	0.1	0
HxCDDs		0.058	0.0032	0.0009	—	—
1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HpCDD		0.009	0.004	0.001	0.01	0.00009
HpCDDs		0.014	0.004	0.001	—	—
OCDD		0.009 *	0.011	0.003	0.0003	0
Total PCDDs	0.36	—	—	—	0.00009	
Total (PCDFs+PCDDs)	0.41	—	—	—	0.00013	
コプラナーポリ塩化ビフェニル	3, 4, 4', 5-TeCB (#81)	N. D.	0.0020	0.0006	0.0003	0
	3, 3', 4, 4'-TeCB (#77)	0.0015 *	0.0022	0.0006	0.0001	0
	3, 3', 4, 4', 5-PeCB (#126)	N. D.	0.0018	0.0006	0.1	0
	3, 3', 4, 4', 5, 5'-HxCB (#169)	N. D.	0.0023	0.0008	0.03	0
	Total ノオルト体	0.0015	—	—	—	0
	2', 3, 4, 4', 5-PeCB (#123)	N. D.	0.0023	0.0006	0.00003	0
	2, 3', 4, 4', 5-PeCB (#118)	0.0032	0.0032	0.0009	0.00003	0.00000096
	2, 3, 3', 4, 4'-PeCB (#105)	N. D.	0.003	0.001	0.00003	0
	2, 3, 4, 4', 5-PeCB (#114)	N. D.	0.0022	0.0006	0.00003	0
	2, 3', 4, 4', 5, 5'-HxCB (#167)	0.0008 *	0.0020	0.0006	0.00003	0
	2, 3, 3', 4, 4', 5-HxCB (#156)	N. D.	0.0020	0.0006	0.00003	0
	2, 3, 3', 4, 4', 5'-HxCB (#157)	N. D.	0.0022	0.0006	0.00003	0
	2, 3, 3', 4, 4', 5, 5'-HpCB (#189)	N. D.	0.0023	0.0006	0.00003	0
	Total モ/オルト体	0.0040	—	—	—	0.00000096
Total (ノオルト体+モ/オルト体)	0.0055	—	—	—	0.00000096	
Total (PCDFs+PCDDs+コプラナー-PCB)	0.41	—	—	—	0.00013	

- 備考 1. 実測濃度中の\*付の数値は、検出下限以上定量下限未満の濃度であることを示す。  
 2. 実測濃度中の“N. D.”は、検出下限未満であることを示す。  
 3. 毒性等価係数は、WHO/IPCS (2006) のTEFを適用した。  
 4. 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を0(ゼロ)として算出したものである。

平成24年8月27日

# 分析結果報告書

有限会社 タケカツ重機工業 殿

件名：燃え殻のダイオキシン類分析・ばいじんのダイオキシン類分析

帝人エコ・サイエンス株式会社

〒108-0073 東京都港区三田3-3-8

松山事業所

〒791-8536 松山市西垣生町2345番地

Tel (089)971-5818 Fax (089)972-3957

特定計量証明事業者の認定番号 N-0031-01  
計量証明事業登録（愛媛県）第環41号（特定濃度）

計量管理者

濱元 弘実



ご依頼のダイオキシン類の分析結果を下記のとおり報告致します。

測定媒体：ばいじん

試料名：ばいじん

試料区分：持込試料

採取場所：炉底

採取年月日：平成24年8月1日 15:35

試料採取者：株式会社 丹野

山形県山形市松見町12番3号

計量の対象	計量の結果		計量の方法
	実測濃度	毒性等量	
ダイオキシン類濃度	22 ng/g-dry	0.41 ng-TEQ/g-dry	平成4年厚生省告示第192号 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業 廃棄物に係る基準の検定方法

- 備考) 1. ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをいう。  
2. 毒性等価係数は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第3条の規定による。  
3. 毒性等量は、定量下限以上の値はそのままその値を用い、定量下限未満のものは0(ゼロ)として各異性体の毒性等量を算出し、それらを合計して算出した。

ダイオキシン類分析結果表

(0779-2)

化合物の名称等		試料名： ばいじん				
		実測濃度 (Cs) ng/g-dry	試料における 定量下限 ng/g-dry	試料における 検出下限 ng/g-dry	毒性等価 係数	毒性等量 (TEQ) ng-TEQ/g-dry
ポリ塩化ジベンゾフラン	1, 2, 7, 8-TeCDF	0.17	0.003	0.001	0	0
	2, 3, 7, 8-TeCDF	0.13	0.003	0.001	0.1	0.013
	TeCDFs	4.5	0.003	0.001	—	—
	1, 2, 3, 7, 8-PeCDF	0.16	0.0029	0.0009	0.03	0.0048
	2, 3, 4, 7, 8-PeCDF	0.29	0.0029	0.0009	0.3	0.087
	PeCDFs	3.7	0.0029	0.0009	—	—
	1, 2, 3, 4, 7, 8-HxCDF	0.29	0.006	0.002	0.1	0.029
	1, 2, 3, 6, 7, 8-HxCDF	0.29	0.005	0.002	0.1	0.029
	1, 2, 3, 7, 8, 9-HxCDF	0.020	0.005	0.002	0.1	0.0020
	2, 3, 4, 6, 7, 8 + 1, 2, 3, 6, 8, 9-HxCDF	0.40	0.006	0.002	0.1	0.040
	HxCDFs	2.8	0.005	0.002	—	—
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HpCDF	0.85	0.005	0.002	0.01	0.0085
	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9-HpCDF	0.11	0.006	0.002	0.01	0.0011
	HpCDFs	1.3	0.005	0.002	—	—
	OCDF	0.27	0.013	0.004	0.0003	0.000081
	Total PCDFs	13	—	—	—	0.21
	ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン	1, 3, 6, 8-TeCDD	0.37	0.0031	0.0009	0
1, 3, 7, 9-TeCDD		0.18	0.0031	0.0009	0	0
2, 3, 7, 8-TeCDD		0.021	0.0031	0.0009	1	0.021
TeCDDs		1.4	0.0031	0.0009	—	—
1, 2, 3, 7, 8-PeCDD		0.11	0.003	0.001	1	0.11
PeCDDs		2.0	0.003	0.001	—	—
1, 2, 3, 4, 7, 8-HxCDD		0.11	0.005	0.001	0.1	0.011
1, 2, 3, 6, 7, 8-HxCDD		0.17	0.005	0.002	0.1	0.017
1, 2, 3, 7, 8, 9-HxCDD		0.15	0.005	0.002	0.1	0.015
HxCDDs		2.4	0.005	0.001	—	—
1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HpCDD		0.96	0.006	0.002	0.01	0.0096
HpCDDs		1.9	0.006	0.002	—	—
OCDD		1.1	0.015	0.004	0.0003	0.00033
Total PCDDs		8.8	—	—	—	0.18
Total (PCDFs+PCDDs)	21	—	—	—	0.40	
コプラナーポリ塩化ビフェニル	3, 4, 4', 5-TeCB (#81)	0.035	0.0029	0.0009	0.0003	0.0000105
	3, 3', 4, 4'-TeCB (#77)	0.10	0.0031	0.0009	0.0001	0.000010
	3, 3', 4, 4', 5-PeCB (#126)	0.094	0.0027	0.0009	0.1	0.0094
	3, 3', 4, 4', 5, 5'-HxCB (#169)	0.029	0.003	0.001	0.03	0.00087
	Total ノノル体	0.26	—	—	—	0.010
	2', 3, 4, 4', 5-PeCB (#123)	0.010	0.0033	0.0009	0.00003	0.00000030
	2, 3', 4, 4', 5-PeCB (#118)	0.041	0.005	0.001	0.00003	0.00000123
	2, 3, 3', 4, 4'-PeCB (#105)	0.050	0.005	0.002	0.00003	0.0000015
	2, 3, 4, 4', 5-PeCB (#114)	0.013	0.0031	0.0009	0.00003	0.00000039
	2, 3', 4, 4', 5, 5'-HxCB (#167)	0.017	0.0029	0.0009	0.00003	0.00000051
	2, 3, 3', 4, 4', 5-HxCB (#156)	0.044	0.0029	0.0009	0.00003	0.00000132
	2, 3, 3', 4, 4', 5'-HxCB (#157)	0.023	0.0031	0.0009	0.00003	0.00000069
	2, 3, 3', 4, 4', 5, 5'-HpCB (#189)	0.033	0.0033	0.0009	0.00003	0.00000099
	Total モノル体	0.23	—	—	—	0.0000069
Total (ノノル体+モノル体)	0.49	—	—	—	0.010	
Total (PCDFs+PCDDs+コプラナー-PCB)	22	—	—	—	0.41	

備考 1. 実測濃度中の\*付の数値は、検出下限以上定量下限未満の濃度であることを示す。

2. 実測濃度中の“N.D.”は、検出下限未満であることを示す。

3. 毒性等価係数は、WHO/IPCS (2006) のTEFを適用した。

4. 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を0(ゼロ)として算出したものである。